



お知らせ

平成28年
合志市成人式典

▼とき

平成28年1月10日(日)
受付 午後1時
開式 午後2時

▼ところ

ヴィーブル文化会館

▼対象

平成7年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人
※市外在住の新成人も当日受付をすれば入場できます。

▼問い合わせ先

生涯学習課 生涯学習班
(ヴィーブル)
☎(248)5555

国民健康保険税

納付済通知書の発行

所得税確定申告や市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける際、「国民健康保険税納付済通知書」が必要な人はご連絡ください。

健康づくり推進課(西合志庁舎)、泉ヶ丘支所、須屋支所でも発行しています。

▼問い合わせ先

税務課 市税班(合志庁舎)
☎(248)1114

土壌診断費用の一部を助成します

市では、農地への過剰な肥料散布を抑制し、農作物の品質向上や環境への負荷を低減することを目的として、圃場の土壌診断費用の一部を助成します。

▼対象

本市に住所を有する営農者または営農団体

▼対象経費

平成27年1月1日から12月31日までに実施した、本市内の圃場の土壌診断に係る経費

▼補助金の額

・対象経費の2分の1以内
・1圃場当たり1検体1000円を限度
※補助金額1000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額

有機質肥料の購入費用を助成します

市では、有機質肥料の流通促進や市内農地の地力増進・農業生産力向上などのため、有機質肥料の購入費用を助成します。

※有機質肥料とは、家畜から排出されるふん尿などから生産された堆肥です。

▼対象経費

市内で生産された有機質肥料の購入に係る経費(ただし、本市内の農地へ施肥することが条件。また、運搬・散布に係る経費は対象外)

▼対象

市内で生産された有機質肥料を平成27年1月1日から12月31日までに購入した本市在住の農家とその営農集団

▼補助金額

・購入に要した経費の3分の2以内
・1戸当たりの限度額15万円

※申請者多数の場合、予算の範囲内で金額を調整します。

▼提出書類

①交付申請書②領収書の写

▼申請期間

平成28年1月4日(月)～2月29日(月)

▼申し込み・問い合わせ先

農政課 農政班(合志庁舎)
☎(248)1445

し③請求書④有機質肥料購入施肥実施報告書(①③④の様式は農政課にあります)
※購入した分を一括して申請してください。

▼申請期間

平成28年1月4日(月)～29日(金)

▼申し込み・問い合わせ先

農政課 農政班(合志庁舎)
☎(248)1445

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請制度を廃止します

8月28日、国会で農業委員会制度の改正を含めた「農業協同組合法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。

この法律には、農業委員会の組織・選出方法の変更が含まれています。

これまで農業委員は主に選挙により選出されていましたが、今後は市長が農業者などに委員候補者の募集など(推薦を含む)を求め、議会の同意を得て任命することになります。

この改正により、今後農業委員の選挙は行なわれませんので、これまで毎年12月末頃に農業者の皆さんへ送付していた選挙人名簿搭載申請書は、本年度より送付しません。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局
(合志庁舎)
☎(248)1487

家屋を取り壊したときは 早めの届け出を

家屋を取り壊した後、法務局への滅失登記や税務課への解屋届の提出を忘れていると、家屋がないのに固定資産税が課税されたままとなります。

家屋を取り壊した場合は、早めに解屋届を提出してください。(解屋届の用紙は税務課に用意しています)

▼問い合わせ先

税務課 市税班(合志庁舎)
☎(248)1114

献血にご協力ください

▼とき

12月24日(木)

午前9時30分～正午

▼ところ

合志庁舎

※献血カード(手帳)をお持ちの人は当日お持ちください。

▼問い合わせ先

健康づくり推進課
国保年金班(西合志庁舎)
☎(242)1183

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

本年度の国民年金保険料額は、月額15,590円です。納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

また、日本年金機構から送付される納付書はコンビニエンスストアでも使用できます。

安心して暮らせる老後のため、また、万が一の障害・死亡事故のときの保障を受けられるようにするため、保険料は納付期限までに納めましょう。

保険料の納付案内を 民間委託しています

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある人に、次の委託事業者から電話や文書、訪問により納付のご案内を行なっています。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<http://nenkin.go.jp/>

▼委託事業者

キャリアリンク(株)

☎0120(925)997

▼問い合わせ先

熊本市年金事務所
☎(355)3261

在宅高齢者家族 介護慰労金を支給します

▼受給資格者

介護保険法に規定する要介護認定により、要介護4または要介護5と認定された在宅高齢者を平成27年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人で、次の全てに該当する人(同居・別居は問いません)

①平成28年1月1日現在、受給資格者と在宅高齢者が本市に居住し、住民基本台帳に記録されていること。

②平成28年1月1日現在、受給資格者と在宅高齢者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であり、過去1年間に介護保険サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を受けなかった人を介護していること。

③受給資格者と在宅高齢者の属する世帯が生活保護受給世帯でないこと。

▼慰労金の額

月額1万円(年間12万円を限度として3月に支給)

▼申請に必要なもの

申請書、印鑑、受給資格者本人の振込口座が分かるもの
▼申請期間

平成28年1月4日(月)～29日(金)

▼問い合わせ先

高齢者支援課
包括支援センター班
(西合志庁舎)
☎(242)1124

在宅身体障害者等 介護者手当を支給します

▼受給資格者

身体障害者手帳1種1級または療育手帳A1所持者で寝たきりの人を平成27年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人で、次のすべてに該当する人(同居・別居は問いません)

①平成28年1月1日現在、本市に居住し、住民基本台帳に記録されていること

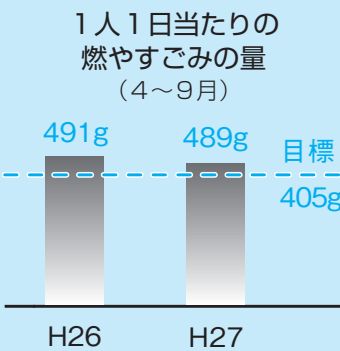
②平成28年1月1日現在、受給資格者と障がい者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であり、過去1年間に障がい福祉サービスや介護保険サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を受けなかった人を介護していること

③在宅高齢者家族介護慰労金の受給資格者でないこと

④生活保護受給世帯でないこと

燃やすごみの量を 減らしましょう

本年度4～9月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は489gで、前年度同時期よりも2g減りました。目標値まであと84g。これは白菜の葉1枚分程度です。
ごみの減量に向けて、今後も皆様のご協力をお願いします。



<http://www.telco.jp/tkl/>

▼対象

合志市・菊陽町・大津町で次の活動を行なう、もしくは行なおうとするNPO法人などの非営利団体(10件程度)

・保健、医療または福祉の増進のための活動
・まちづくり推進のための活動
・環境保全のための活動
・地域安全活動
・子どもの健全育成のための活動など

▼助成対象

既存事業を改善・発展させるための資金、新規事業資金の全部または一部

▼助成金額

最高30万円/件

▼応募期限

12月18日(金)

▼申し込み・問い合わせ先

東京エレクトロン九州NPO等支援事務局
☎(349)5500